

広島県告示第二百七十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道東海田広島線	安芸郡府中町浜田二丁目四三六〇番九地先から 安芸郡府中町大須一丁目二五四番一地先まで
県道府中海田線	安芸郡府中町大須四丁目七四番六地先から 安芸郡府中町大須一丁目二五五番一地先まで
県道広島海田線	広島市南区大州四丁目四〇五番一地先から 安芸郡府中町青崎南五六二七番二地先まで 安芸郡海田町窪町二二一四番一地先から 安芸郡海田町窪町一九二六番一地先まで
県道上宮町新地線	安芸郡府中町茂陰一丁目四七三七番八地先から 安芸郡府中町新地六〇四二番一地先まで
県道福山港松浜線	福山市曙町二丁目一番一地先から 福山市松浜町一丁目九三番一地先まで
県道栗原長江線	尾道市栗原町字祝神九八一〇番一地先から 尾道市長江三丁目七一九九番二地先まで

二 指定する期日

令和四年四月一日